

# 社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会

## 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、また、女性の活躍、キャリア形成ができる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日までの 2年間

2. 計画内容

### 【課題】

採用者、継続勤務者共に女性の割合が80%を超えているが、管理職に占める女性の割合が低い。

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を30%以上にする

（区分①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」に関する数値目標）

### <取組内容>

- 令和4 年4月～
  - ・女性職員のキャリアアップや研修に対するアンケートを実施。
  - ・研修プログラムの内容検討及び外部開催の研修を調査。
  - ・各所属長を通じて各職員に周知を図る。
  - ・職階等に応じた女性同士の交流機会の提供、ネットワーク形成支援。
  - ・管理職育成キャリアアップ研修の実施及び外部研修への参加を促す。

【課題】

当会では、制度開始当初より育児・介護休暇を有給とし、時間単位取得、勤務途中での取得（中抜けでの取得）を可能とすることで利用促進を促してきたが、女性職員に対して男性職員の取得率が低い。

目標2：育児・介護休暇制度等について周知し、取得率を男女ともに5%アップ

(区分②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に関する数値目標)

<取組内容>

- 令和4 年4月～
  - ・職員全体に制度が浸透しているか調査する。
  - ・調査結果から、制度の再周知を図る。
  - ・取得モデルなどの具体例を提示し取得を助言、促進する。
  - ・年度途中及び年度末に取得状況を集計し、各所属長を通じ結果を公表。取り組みが達成されていない場合は取得促進や制度の再周知を図る。

【課題】

事業形態によって年次有給休暇の取得にばらつきがあり、業務負担の偏りがある。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均10日以上となるように促進

(区分②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に関する数値目標)

<取組内容>

- 令和4 年4月～
  - ・各所属長を通じて各職員に周知を図る。
  - ・期中に職員厚生課職員が年休取得状況について各事業所を訪問し調査する。取得状況を支所長及び管理者あて周知、計画的な取得について助言する。
  - ・年度末に職員厚生課にて取り組みの状況を調査し、達成されていない場合は、支所長等会議(管理職対象)を通じて、再度、周知を図る。